

請 負 契 約 書 (案)

請負件名 八戸工業高等専門学校 学寮給食業務 一式
請負代金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円也 (消費税額及び地方消費税額を含む)
(別紙内訳のとおり)

上記消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、代金額に 105 分の 5 を乗じて得た額である。

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構八戸工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 根川博信 と 受注者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇との間において、八戸工業高等専門学校学寮給食業務の請負業務 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(業務内容)

第 1 条 受注者は、八戸工業高等専門学校学寮給食業務実施細目に基づき、業務を行うものとする。

(目的物引渡義務)

第 2 条 受注者は、業務の実施にあたり、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) その他関係法令等を遵守し、校長又は校長の指名する者の指示に従い、本校学寮業務の円滑な運営を図ることに寄与するべく学寮内の秩序を乱すことのないように誠実に行うものとする。

(契約期間)

第 3 条 契約の期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(代金の支払)

第 4 条 代金は、四半期毎に支払うものとし、請求書を当該期間経過後、総務課調達・施設係へ送付するものとする。

2 発注者は適正な請求書を受領した日から 60 日以内に支払うものとする。

(業務完了報告書)

第 5 条 受注者は当該経過後 7 日以内に当該期間の業務完了報告書を総務課調達・施設係へ送付するものとする。

(給食費の徴収)

第 6 条 受注者は給食費として校長の承認する金額を毎月寮生から徴収するものとする。

(光熱水料の負担)

第 7 条 業務に要した電気料、水道料がガス料金等の光熱水料等は受注者の負担とする。

(契約保証金)

第 8 条 契約保証金は、免除する。

(秘守義務)

第 9 条 受注者は、この契約の履行において知り得た発注者の業務に関する一切の事項及びいかなる情報をも、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第 10 条 受注者または受注者の使用する者は、法令等を遵守してこの契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うものとする。

(施設等の使用貸与)

第 11 条 発注者は、給食業務に必要と認める施設、設備及び備品 (以下「施設等」という。) として、八戸工業高等専門学校学寮給食業務実施細目に定める施設等は無償で使用させるものとする。

(善管注意義務)

第 12 条 受注者は、善良な管理者としての注意をもって施設等を使用しなければならない。
2 施設等の維持、保全のため必要とする経費は発注者の負担とする。ただし、軽微な費用はこの限りでない。

(賠償責任)

第 13 条 受注者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失し又は棄損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(施設等の第三者貸与の禁止)

第 14 条 受注者は、施設等を給食業務以外に使用し、又は第三者に貸与してはならない。

2 受注者は、自己の負担において施設等修繕、模様換え等をしようとするときは、予め発注者の承認を受けなければならない。

(第三者への委託禁止)

第 15 条 受注者はこの契約による給食業務を第三者へ実施させてはならない。

(業務賠償責任)

第 16 条 受注者はその責に帰すべき事由により喫食した者に対して食中毒または伝染病等の被害を与えたときは、被害者に対しその損害を賠償するものとする。

(自己都合による契約解除)

第 17 条 発注者又は受注者が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、2 ヶ月前までに相手方に申し出て、その同意を得なければならない。

(契約解除)

第 18 条 発注者は、受注者が契約に定める義務を履行しなかったとき又は正当な理由なく、校長の指示に従わなかったときは、本契約を解除することができる。

(現状復帰)

第 19 条 期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、受注者は施設等を現状に回復して発注者に返還しなければならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約細目)

第 20 条 この契約について必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

(定めのない事項に関する取扱)

第 21 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

(紛争の調停・管轄裁判所)

第 22 条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、八戸工業高等専門学校所在地を管轄区域とする青森地方裁判所裁判所八戸支部とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は次に記名し、印を押すものとする。

なお、この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成〇〇年〇月〇〇日

発注者 青森県八戸市大字田面木字上野平16番地1
独立行政法人国立高等専門学校機構
八戸工業高等専門学校 契約担当役
事務部長 根川 博 信

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○○○○○

別紙内訳

年度区分	月	期別金額
平成24年度	4 月	
	5 月	
	6 月	円
	7 月	
	8 月	
	9 月	円
	10 月	
	11 月	
	12 月	円
	1 月	
	2 月	
	3 月	円
	合 計	円
	平成25年度	4 月
5 月		
6 月		円
7 月		
8 月		
9 月		円
10 月		
11 月		
12 月		円
1 月		
2 月		
3 月		円
合 計		円
平成26年度		4 月
	5 月	
	6 月	円
	7 月	
	8 月	
	9 月	円
	10 月	
	11 月	
	12 月	円
	1 月	
	2 月	
	3 月	円
	合 計	円